

到達目標の取組に関する評価について

1. 趣 旨

平成 22 年 9 月 16 日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」（別添参考資料を参照。）における提言を踏まえ、各法科大学院において到達目標に関する取組が適切に実施されているか評価を行う。

2. 評価体制

対象法科大学院の評価を担当する評価部会において評価する。なお、担当評価部会の委員のみで十分な判断ができないような問題が生じた場合は、他の評価部会等の委員に意見を聴いて評価する。

3. 評価内容・方法

別紙の関係基準等の下線部分について、以下（１）から（３）の確認結果を考慮して分析を行う。

（１）学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として、適切な到達目標が設定され、学生に周知されているか。

① 関係基準

2－1－1、2－1－2、3－2－1

② 確認内容・方法

対象法科大学院が設定した到達目標は、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として適切であるか、評価部会の委員が、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を参照し、これと同程度以上の内容・水準となっているかに留意して確認する。訪問調査においては、到達目標設定に当たっての基本的な考え方等の聴取を行う（2－1－1、2－1－2）。

到達目標が学生に周知されているか確認する（3－2－1）。

（２）到達目標を踏まえ、適切に教育課程が編成され、学習指導が実施されているか。

① 関係基準

2－1－1、2－1－2、3－2－1

② 確認内容・方法

到達目標を踏まえて教育課程が適切に編成されているか、評価部会の委員が、到達目標との関係において重要と思われる授業科目等についてシラバス等により確認する。訪問調査においては、到達目標を踏まえた教育課程の編

成についての基本的な考え方等の聴取や授業視察を行う（２－１－１、２－１－２）。

授業の実施に当たり授業で直接取り上げない事項について適切に学習指導が実施されているか確認する（３－２－１）。

組織全体として到達目標を踏まえた教育課程の編成や授業計画の作成・実施を担保するための措置が講じられているか確認する（２－１－１、２－１－２、３－２－１）。

（３）自学自習を通じて学習する内容を含め、到達目標に対する学生の到達レベルを測定するための適切な手段を講じているか。

① 関係基準

４－１－１

② 確認内容・方法

到達目標を踏まえて各授業科目の達成度が適切に設定されているか、当該達成度に照らし厳格な成績評価が実施されているか確認する。訪問調査においては、到達目標を踏まえた成績評価についての基本的な考え方等の聴取や試験答案の確認を行う（４－１－１）。

組織全体として到達目標を踏まえた成績評価、修了認定を担保するための措置が講じられているか確認する（４－１－１）。

（附 則）

平成 23 年度実施の評価に当たっては、対象法科大学院の到達目標が未設定である場合、当該法科大学院における到達目標の作成・導入状況を確認し、これを考慮するものとする。

平成 24 年度実施以降の評価における取扱いについては、今後の各法科大学院における到達目標の作成・導入状況等を勘案して決定する。

到達目標の取組に係る関係基準等

2－1－1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針 2－1－1－1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。

2－1－2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

解釈指針 2－1－2－1

「適切な到達目標」とは、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準であることをいい、それが存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標をいう。

【到達目標の設定状況及び到達目標を踏まえた教育課程の編成状況並びに到達目標を踏まえた教育課程の編成を担保する組織的な体制を確認】

3－2－1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

(1) 省略

- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。

【(2)において、到達目標の学生への周知状況、授業で直接取り上げない事項の学習指導の実施状況並びに到達目標を踏まえた授業計画の作成・実施を担保する組織的な体制を確認】

4－1－1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- （２）～（７）省略

解釈指針 4－1－1－1

基準 4－1－1にいう各授業科目における「達成度」は、当該法科大学院の設定する到達目標を踏まえ、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。

【到達目標を踏まえた成績評価の実施状況並びに到達目標を踏まえた成績評価及び修了認定を担保する組織的な体制を確認】

参考資料

「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」抜粋

(平成22年9月16日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

2. 検討結果

(2) 「共通的な到達目標」と認証評価との関係

各認証評価機関は、「共通的な到達目標」に関し、認証評価において以下のとおり各法科大学院の取組について評価することが期待される。

- ① 各法科大学院が、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として、適切な到達目標を設定しているかを評価することが期待される。その際、ミニマム・スタンダードとしての「共通的な到達目標」に照らし、それと同等もしくはそれを上回る到達目標となっているかを評価することが適切である。
- ② 各法科大学院が設定した到達目標を踏まえ、適切に教育課程が編成され、学修指導が実施されているかを評価することが期待される。その際、組織全体として到達目標を踏まえた授業計画の作成・実施を担保するための措置が講じられていることを確認することが適切である。また、授業で直接取り上げない事項については、学生に対し、自学自習を促進・支援するための適切な手段を講じていることを確認することが適切である。
- ③ 自学自習を通じて学習する内容を含め、各法科大学院が設定した到達目標に対する学生の到達レベルを測定するための適切な手段を講じているかを評価することが期待される。その際、組織全体として到達目標を踏まえた成績評価・修了認定の実施を担保するための措置が講じられていることを確認することが適切である。

※ 下線は、当機構において引いたもの。